

奨学団体における奨学生の推薦に関する規程

平成17年度九大規程第1号
施行：平成17年 4月21日
最終改正：平成29年 1月 5日

(趣旨)

第1条 この規程は、奨学団体における奨学生(外国人留学生を除く。以下「奨学生」という。)の推薦に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「奨学団体」とは、民間団体等(独立行政法人日本学生支援機構を除く。)における奨学会等をいう。

(対象者)

第3条 奨学生の対象となる者は、本学の学部又は学府の正規生で、かつ、修業年限を超えていない者とする。

(選考)

第4条 奨学生の選考は、次条に基づき、総長が行うものとする。

2 総長は、前項の規定により奨学生を選考したときは、学生支援委員会に報告するものとする。

(選考の方針)

第5条 奨学生は、別に定める学力の判定基準を満たす者から選考するものとし、家計状況の判定において上位のものから順に推薦するものとする。

2 他の奨学団体の奨学生として推薦されている者又は現に奨学生として奨学金を受給している者は、原則として推薦しないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、奨学団体の募集要項等において特に定めがある場合は、その定めに基づき選考を行うものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、奨学生の推薦に関し必要な事項は、学生支援委員会が別に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成17年4月21日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規程第88号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規程第115号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第66号)

この規程は、平成29年1月5日から施行する。